

# 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画の改定等について

平成29年1月30日  
環境省環境保健部環境安全課

1

## 国内実施計画改定等の経緯(1)

### 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

- 毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)から人の健康及び環境の保護を図ることが目的。
- POPs条約は2001年5月に採択(日本は2002年8月締結)。

### POPs条約に基づく国内実施計画

- 条約第7条において、条約対象物質の製造・使用等の禁止、非意図的生成物質の排出の削減、POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理等の対策に関する国内実施計画の策定が規定されている。
- POPs条約関係省庁連絡会議において国内実施計画を作成し、2005年6月24日の「地球環境保全に関する関係閣僚会議」にて了承。
- 国内計画策定後、POPs条約対象物質として新たに9物質群の追加が決定されたことを受け、2012年8月に、国内実施計画の1度目の改定を実施。

# 国内実施計画改定等の経緯(2)

## 今回の国内実施計画改定の経緯

- 2013年4-5月のPOPs条約第6回締結国会議(COP6)において、条約対象物質として1物質の追加が決定(2014年11月発効)。
- この物質追加を受け、関係各省連携の下、国内実施計画の改定作業を開始。
- 2016年6月の関係省庁連絡会議幹事会において、改定国内実施計画の原案及び2014年に策定した点検結果案を取りまとめ、30日間の意見募集を実施。
- 2016年10月の関係省庁連絡会議において、改定国内実施計画及び点検結果を決定(改定国内実施計画は2016年11月2日付けで条約事務局に受理)。

## 新たに国内実施計画の対象になった物質群

改定国内実施計画では、第6回締約国会議で追加された1物質以外に、第7回締約国会議で追加された3物質群についても対象とした。

- 2013年の第6回締約国会議(COP6)において条約の対象となった物質
  - ・ ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD) [難燃剤]
- 2015年の第7回締約国会議(COP7)において条約の対象となった物質
  - ・ ヘキサクロロブタジエン(HCBD) [溶媒]
  - ・ ポリ塩化ナフタレン(PCN) [エンジンオイル添加剤、防腐剤]
  - ・ ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル(PCP) [除草剤、殺菌剤、忌避剤]

# 改定国内実施計画及び点検の主なポイント

## 改定国内実施計画

POPsに関する以下の諸施策に関して、2012年8月の国内実施計画改定時以降の状況及び新規追加物質に関する取組についての記載を追加。

- 意図的な製造及び使用から生ずる放出の削減等の措置
- 意図的でない生成から生ずる放出等の削減等の措置
- 在庫及び廃棄物から生ずる放出の削減等の措置
- 上記の基盤となる施策  
(環境監視、国際的取組、情報の提供、研究及び技術開発の促進等)

## 国内実施計画の点検結果

国内実施計画の策定時以降、講じた措置、各種取組、戦略及び対応について点検した結果を記載。

# 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」の改定等について

平成28年10月7日（金）  
環境省総合環境政策局  
環境保健部環境安全課  
代表：03-3581-3351  
直通：03-5521-8261  
課長：立川裕隆（内線6350）  
専門官：藤井哲朗（内線6361）  
担当：松本純一（内線6355）

残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約の対象物質の追加等を踏まえ、この度、関係省庁連絡会議において、同条約に基づく国内実施計画を改定しました。また、平成24年に策定した国内実施計画の点検も併せて実施しました。今後は、改定された国内実施計画に基づき、関係省庁と連携して、POPsの排出削減、適正処理、環境監視、国際協力などに引き続き取り組みます。

## 1. 国内実施計画改定の経緯

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）では、条約に基づく義務を履行するため、締約国に国内実施計画を作成し、締約国会議に提出することを義務づけており、新たな物質が追加された場合には改定することとされています。日本はPOPs条約を平成14年8月30日に締結し、国内実施計画を作成、平成17年6月24日「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において了承されました。その後、新たにPOPs条約対象物質9物質群が発効したことを受け、平成24年8月に1回目の改定を実施しています。

この度、平成25年4-5月の第6回締約国会議において対象物質として追加が決定したヘキサブロモシクロデカンの効力が発効したこと等を受け、関係省庁連絡会議で国内実施計画（改定案）及び点検結果（案）を取りまとめ、平成28年7月14日（木）から30日間、国民の皆様から広くご意見を募集しました。関係省庁連絡会議は、頂いたご意見を踏まえて検討を進め、平成28年10月6日（木）、改定国内実施計画及び点検結果を決定いたしました。

今後は、今回改定した国内実施計画に基づき、関係省庁と連携して取組を進めていくこととして  
います。また、英訳した国内実施計画を締約国会議に提出することとしています。

## 2. 改定及び点検の主なポイント

### (1) 改定国内実施計画(平成 28 年 10 月)

POPsに関する以下の諸施策に関して、平成 24 年 8 月の国内実施計画改定時以降の状況及  
び新規追加物質に関する取組についての記載を加えています。

- ・ 意図的な製造及び使用から生ずる放出の削減等の措置
- ・ 意図的でない生成から生ずる放出の削減等の措置
- ・ 在庫及び廃棄物から生ずる放出の削減等の措置
- ・ 上記の基盤となる施策(環境監視、国際的取組、情報の提供、研究及び技術開発の促進  
等)

### (2) 国内実施計画(平成 24 年 8 月)の点検結果

国内実施計画の策定時以降、講じた措置、各種取組、戦略及び対応について点検し、記載  
しています。